

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

スポーツ振興特別委員会資料 1
平成 27 年(2015 年)11 月 20 日
議会事務局政策調査課

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
目次・前文 省略	目次・前文 省略
第1条 省略	第1条 省略
(基本理念)	(基本理念)
第2条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として <u>行われなければならない</u> 。	第2条 スポーツの推進は、次に掲げる事項を基本理念として <u>行われなければならない</u> 。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 子ども（満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）が健全な心 <u>および身体</u> を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようすること。	(2) 子ども（満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）が健全な心 <u>身</u> を培うとともに、豊かな人間性を育み、または規範意識を醸成することができるようすること。
(3)～(7) 省略	(3)～(7) 省略
第3条～第6条 省略	第3条～第6条 省略
(市町等との連携協力等)	(市町等との連携協力等)
第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市 町および市町が委嘱するスポーツ推進委員との連携協力を図るもの とする。	第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の推進に当たっては、市 町および市町が委嘱するスポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定によるスポーツ推進委員を いう。）との連携協力を図るものとする。

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
2・3 省略	2・3 省略
第8条～第10条 省略	第8条～第10条 省略
(県民参加の促進等)	(県民参加の促進等)
第11条 第1項 省略	第11条 第1項 省略
2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援 <u>または</u> スポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。	2 県は、スポーツ活動の活性化を図るため、スポーツ活動への参加だけでなく、スポーツを観覧し、 <u>または</u> 県のスポーツ選手その他スポーツを行う者に対する応援もしくはスポーツに対する幅広い支援を行う社会的気運を高め、県民の一体感および協働の意識が醸成されるよう必要な措置を講ずるものとする。
3 県は、地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）への活動の支援および参加の促進、地域が行う <u>学校における</u> スポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	3 県は、地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）への活動の支援および参加の促進、地域が行うスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
<p>(県民の健康の保持増進等)</p> <p>第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上、疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る指導、スポーツを通じた健康づくりに関する適切な情報の提供その他健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(県民の<u>心身</u>の健康の保持増進等)</p> <p>第12条 県は、県民のスポーツ活動を通じた心身の健康の保持増進および体力の向上ならびに疾病の予防、高齢者の介護予防等のための健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図るため、日常生活において運動を行う習慣の増進および適切な休養の取得に向けた取組、栄養の管理および食習慣の改善に係る啓発、スポーツを通じた<u>心身</u>の健康づくりに関する適切な情報の提供その他<u>心身</u>の健康づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(子どものスポーツ活動の推進)</p> <p>第13条 県は、子どもの心身の健全な発達および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健全な発達および体力の向上に向けた取組の促進、指導者の確保および養成その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(子どものスポーツ活動の推進)</p> <p>第13条 県は、子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上を図るため、スポーツ活動に参加する機会の提供、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上に向けた取組の促進、<u>スポーツに関する指導者の確保および養成</u>その他の子どものスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>
2 省略	2 省略

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
<p>(学校におけるスポーツ活動の推進)</p> <p>第14条 県は、子どもの心身の健全な発達および体力の向上を図るために、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(学校におけるスポーツ活動の推進)</p> <p>第14条 県は、<u>学校における子どもの心身の健康の保持増進</u>および体力の向上を図るために、子どものスポーツ活動の充実に向けた取組の促進、学校における運動部活動等のスポーツ活動の推進および体育の充実、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保および活用その他の学校におけるスポーツ活動の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 省略</p>
<p>第15条～第18条 省略</p> <p>(競技水準の向上)</p> <p>第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者<u>に係るスポーツの競技会への派遣および研修会の開催等による計画的な育成</u>その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>第15条～第18条 省略</p> <p>(競技水準の向上)</p> <p>第19条 県は、県のスポーツ選手の競技水準の向上を図り、県のスポーツ選手が国際的または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手およびその指導者<u>の計画的な育成</u>その他の競技水準の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 省略</p>

滋賀県スポーツ推進条例案 修正対照表

修正前 (27.10.14・パブコメ時点)	修正後
<p>4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るために、県のスポーツ選手の心身の健康の<u>保持</u>および安全の確保、指導者等の研修、<u>スポーツ施設の整備</u>、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>4 県は、スポーツによる事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止およびこれらの軽減を図るために、県のスポーツ選手の心身の健康の<u>保持増進</u>および安全の確保、指導者等の研修、スポーツ活動に伴う事故の防止に関する啓発および知識の普及、スポーツドクター（<u>スポーツによる事故等の治療等に携わる専門的な知識および技能を有する医師をいう。</u>）等の活用の促進その他スポーツによる事故等の防止および軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>
第20条以下 省略	第20条以下 省略